道路占用許可手続マニュアル

静岡県交通基盤部道路局道路保全課

平成31年4月改訂版

目 次

1	道路	占用	制度	の概	要								
	(1)	道路	の特	別使	用						 		1
	(2)	占用	の基	本的	な考	えブ	. .				 		1
	(3)	占用	物件	の種	類						 ••••		1
2	道路	占用	許可	申請	手続	į							
	(1)	手続	の流	れ							 ••••		3
	(2)	許可	申請	書記	載例						 ••••		4
	(3)	申請	書に	添付	する	書類	頁·				 ••••		6
	(4)	許可	基準	と審	查内	容…					 ••••		6
3	道路	使用	許可										
	(1)	道路	使用	許可	が必	要な	ょ行え	為 .			 ••••		7
	(2)	申請	手続	の窓	П						 		7
4	静岡	県道	路工	事執	行連	絡协	協議会	숲					
	(1)	協議	会の	趣旨							 ••••		8
	(2)	協議	会に	おけ	る調	整事	項				 		8
	(3)	協議	会開	催の	流れ						 		8
5	道路	で実	施す	るエ	事の	規制	削						
	(1)	工事	の制	限措	置						 		9
	(2)	掘削	の制	限措	置						 		9
6	光フ	アイ	バー	等の	敷設	に厚	目する	る取:	扱い	١			
	(1)	電線	共同	溝へ	の入	溝					 	1	0
	(2)	その	他の	特殊	な敷	設プ	法				 	1	1
7	工事	の施	工要	領									
	(1)	工事	実施	の方	法に	関す	トる治	去令·			 	1	2
	(2)	占用	の場	所に	関す	るえ	去 令				 	1	2
	(3)	占用	物件	の構	造に	関す	トる	去令			 	1	2
	(4)	工事	に関	する	本県	の基	华				 	1	2
													3
8	各土	:木事	務所	が管	理す	るi	直路 と	と占!	用の	窓口	 	1	5
付	渌 1	道路	占用	料一	覧表						 	1	7
付	渌 2	道路	占用	料減	免一	覧表	長等				 	2	3
付	禄 3	警察	署の	道路	使用	許可	丁の湯	:口:	一覧	表 ·	 	2	6
<1	作成•	改訂	履歴	>							 	2	7

1 道路占用制度の概要

(1) 道路の特別使用

道路は本来一般交通の用に供されるものです。しかし私達は道路を中心に生活圏を 築いているため、生活の場として利用されることも道路の大切な役割の一つです。こ のように、本来と異なる使い方で道路を使用するための制度が「道路占用」制度です。

(2) 占用の基本的な考え方

道路占用とは、「道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用」することで、道路管理者の許可が必要です。これは少なからず道路交通の妨げとなることですから、道路法で定められた一定の物件以外は占用物件として認められません。また、対象となる道路は車道や歩道上だけではなく、路肩や法面(斜面)、道路として管理している施設(街灯など)、さらに上空や地下も含まれることに注意が必要です。もちろん、道路は公共物ですので、公共性のないもの、道路の構造や交通の安全に与える支障が大きい場合は占用を認められないこともあります。

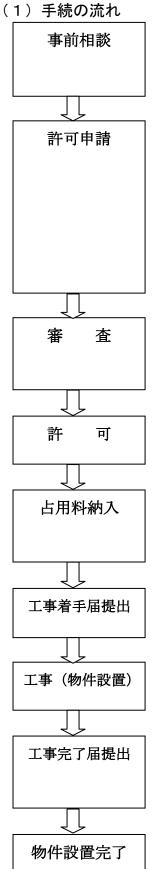
(3) 占用物件の種類

道路法及び道路法施行令で定められている占用物件は次のものです。ただし、これらの物件の設置を認めるかどうかは道路管理者の判断に任されており、なかには占用を認められないものもあります。

- ① 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所(電話ボックス)、 広告塔その他これらに類する工作物
- ② 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- ③ 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- ④ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- ⑤ 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- ⑥ 露店、商品置場その他これらに類する施設
- ⑦ a 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 - b 太陽光発電設備及び風力発電設備
 - c 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
 - d 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
 - e 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
 - f 防火地域において、既存建築物を除去して耐火建築物を建築する場合において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗 その他の仮設建築物
 - g 市街地再開発事業の施行区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設
 - h 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は高速自動車国道若しくは 自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類 する施設で、通行者又は利用者の利便の増進に資するもの。
 - i トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、 自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

- j 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに 類する施設、自動車駐車場
 - ①都市計画法による高度地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - ②都市再生特別措置法に規定する特定都市道路
- k 非常災害が発生した区域内の道路に設ける応急仮設建築物で、被災者が居 住するため必要なもの
- 1 道路の区域内に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
- m 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所、自動車修理 所

2 道路占用許可申請手続



(申請手続完了)

道路占用が必要になったら、まず所轄の土木事務所に相談し てください。必ずしも必要な手続ではありませんが、申請事務 を円滑に進めるために前もって工事時期の調整などを行います。

工事時期の調整などが終了したら、土木事務所又は支所に、 申請書の正本及び副本(支所の場合副本は2部)を作成して提 出してください。申請書には各種図面などを添付する必要があ ります。((3)申請書に添付する書類を参照)

申請書の用紙は土木事務所で入手するか、又はインターネッ トで静岡県ホームページの申請書類等ダウンロードサービスを 利用してください。(http://www.pref.shizuoka.jp)

土木事務所で占用物件設置内容の審査を行います。必要な場 合には土木事務所から補正要求があるので補正をお願いします。 通常、審査には2~4週間程度かかります。

審査の結果、許可の場合は許可証が交付されます。この時点 で占用物件の設置が認められることになります。

許可後に送付される納入通知書を受け取ったら、最寄りの銀 行などで期日までに占用料を支払ってください。ただし占用料 免除の場合は不要です。(占用料の金額は付録の一覧表を参照)

工事を開始する前に、必ず工事着手届を所轄の土木事務所に 提出してください。

(物件を設置するのに工事を伴わない場合、着手届及び完了 届は不要です。)

工事が完了したら、速やかに工事完了届(必ず施工前・中・ 後の写真添付)を所轄の土木事務所に提出してください。場合 により土木事務所で現地を見るなどして工事完了を確認します。

これで手続は終了ですが、道路交通に支障がないよう、常に 物件の管理・点検をお願いします。物件の管理を怠っている場 合には、罰則を科す可能性があります。

(※ 道路占用許可とは別に、所轄警察署の道路使用許可が必要となる場合があります。)

(2) 許可申請書記載例

(記載例1)



静岡県知事

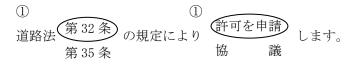
平成△△年△△月△△日

住 所 ○○市○○字○○△△番の△△

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

担当者 ○○部○○課○○係 ○○○○

 $T E L \triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle \triangle$



占用の目的	認定電	認定電気通信事業用の光ファイバーケーブルを敷設するため						
4	路線名	県道 〇〇〇〇	線		車道	道・歩道	・ その他	
占用の場所	場 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「					○○△△番の△△	\地先	
	名	称	規		模	数	量	
占用物件	(坐フラ	通信線		イバーケーブ <i>。</i> 外径 △△m		\triangle \hat{A} \triangle \triangle \triangle \triangle .		
占用の期間	(光ファイバーケーブル)許可の日から△△年△△月△△日ま[*]			占用物件の構造				
工事の期間		△年△△月△△日△年△△月△△日		工事実施の 方法	既設電柱に通信線を架設する。 (請負工事にて実施)			
道路の復旧方法		掘削工事なし	5	添付書類	位置図 平 占用箇所の	面図 公図写 構造 写真	世図 横断図	
備考								

記載要領

- ①1「許可申請 、「第32条 及び 「許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。協 議」 第35条」 協 議」
- ②2 新 更 変 については、該当するものを〇で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- ③3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
 - 4 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- ④5 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

- 6 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- ⑤7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を 添付した場合に、その書類名を記載すること。





静岡県知事

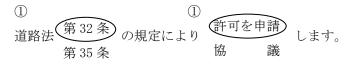
平成△△年△△月△△日

住 所 ○○市○○字○○△△番の△△

氏 名 〇〇商店 店長(代表) 〇〇〇〇 印

担当者 〇〇〇〇

TEL $\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle$



占用の目的	店舗広	店舗広告用看板設置のため					
4	路線名 県道 ○○○○線				車道	道・歩道・	その他
占用の場所	場所	○市○○字○○△△	△番の△	△地先			
	名	称	規 模			数	量
占用物件	店舗広告看板						枚)
	(,	上空突出)	│ 看板縦△△cm、横△△ ∪			占用する面積△	$\triangle \triangle$. $\triangle m^2$
占用の期間	許可の日から			占用物件	鉄骨造(構造図参照)		
	△△年△△月△△日まで			の 構 造	7 1, 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
一十十一十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	△△年△△月△△日から			工事実施	民有地において支柱を設置する。		:置する。
工事の期間	△△年△△月△△日まで			の 方 法	(請負工事にて実施)		
道路の復旧方法		掘削工事なし	5	添付書類	位置図 平 占用箇所の	面図 公図写 構造 写真	図 横断図
備考							

記載要領

- ①1「許可申請 、「第32条 及び 「許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。協 議」 第35条」 協 議」
- ②2 新 更 変 については、該当するものを〇で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書 又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- ③3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
 - 4 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合において は、押印を省略することができる。
- 45 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

- 6 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- ⑤7 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を 添付した場合に、その書類名を記載すること。

(3) 申請書に添付する書類

許可申請をする場合、申請書(正本及び副本)に次の書類を添付してください。詳細や不明な点は所轄の土木事務所に問い合わせてください。

- ①道路の占用の場所及びその附近を表示した位置図(縮尺 1/2,500~1/50,000)
- ②道路の占用の場所及びその附近を表示した見取図
- ③道路の占用の場所の平面図、求積図、縦断図及び横断図(縮尺 1/200~1/600)
- ④道路を占用しようとする工作物、物件又は施設の構造図(縮尺1/10~1/100)
- ⑤公図の写し(道路敷地と民地との境界が不明確な場合)
- ⑥道路の復旧に関する設計書及び仕様書(道路の掘り返しを伴う工事の場合)
- (7)道路の占用の場所の写真
- ⑧その他必要な書類(道路上で工事を行う場合の交通規制図など)

(4) 許可基準と審査内容

提出された許可申請書について、次のことを審査して許可するかどうかを判断します。内容としては、法定の基準が①~③、道路管理者として許可してもいいかどうかの判断基準が④~⑧となっています。

- ①道路法又は同法施行令に定められた物件であるか。
- ②道路敷地外に余地がなくやむを得ないものであるか。
- ③道路法施行令に定められた基準(場所、構造等)に適合しているか。
- ④静岡県の定める基準(場所、構造等)に適合しているか。
- ⑤設置の公益性、必要性はあるか。
- ⑥道路計画などと突き合わせて設置に支障はないか。
- ⑦道路の構造に支障はないか。
- ⑧交通の安全に支障はないか。

申請に当たっては、これらのことを参考にして設置場所や設置方法を検討してくだされば、手続もスムーズに進行します。

なお、これらのことに関する不明な点などは所轄の土木事務所に相談してください。

※法定の許可基準については、7 工事の施工要領を参照してください。

3 道路使用許可

(1) 道路使用許可が必要な行為

次のような行為を行うには、道路占用許可とは別に道路交通法第77条に基づく所轄警察署の道路使用許可が必要なので注意してください。

- ①道路において工事若しくは作業をしようとする行為
- ②道路に石碑、銅像、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
- ③場所を移動しないで、道路に露店、屋台店等を出そうとする行為
- ④そのほか、公安委員会が定める一定の行為(祭礼行事、ロケーション等)

(2) 申請手続の窓口

申請の窓口は、所轄警察署の交通規制係です。申請もそちらに行うことになりますので、必要があれば事前に問い合わせてください。

※ 問合せ先は、付録 警察署の道路使用許可の窓口一覧表を参照してください。

4 静岡県道路工事執行連絡協議会

(1)協議会の趣旨

道路占用物件の設置や修繕のためには、道路の掘削を伴う工事を実施しなければならない場合があります。この工事をあちこちで無計画に実施すると、交通規制のため 渋滞が発生するなどして一般交通に大変迷惑を掛けるほか、道路交通に危険も生じま す。また道路管理者としても、そのような工事をむやみに実施されては道路の修繕な どの工事にも支障が生じるので大変問題です。

そこで静岡県では、土木事務所ごとにその管轄内の道路管理者、警察、消防、関係 公益事業者(水道、下水道、ガス、電気、電気通信の各事業者)、バス事業者などを集 め、各々工事計画を突き合わせ、施行時期や施行方法、事故防止策などの調整を行っ ています。これが道路工事執行連絡協議会で、年に1~2回程度実施しています。

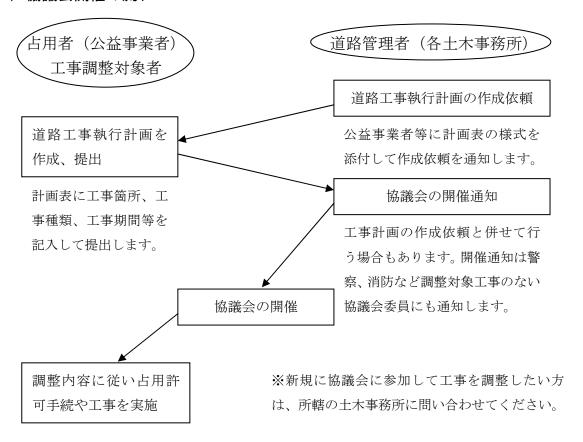
(2) 協議会における調整事項

この協議会で調整している事項は次のようなものです。

- ・道路の掘り返しの規制とその取扱い
- ・交通障害を最小限度にとどめるための工事の施行時期及び施行方法の調整
- ・道路の損傷を最小限度にとどめ事故を防止するための工事の実施方法の改善
- ・その他必要事項の連絡調整

なお、調整対象としているのは、道路管理者の行う道路の維持修繕などの工事と、 公益事業者の行う道路の掘削を伴う占用工事などです。

(3)協議会開催の流れ



5 道路で実施する工事の規制

(1) 工事の制限措置

交通量が大変増加する年末年始や夏休み、ゴールデンウイークなどの時期においては、交通渋滞の緩和を図るために、車線規制を伴うような道路上の工事を制限する場合があります。

特に年末年始は、全県的に期間を定め、緊急の工事以外は原則として工事を制限しているところです。また、年度末に工事が集中することへの皆様方の批判が多いこともあり、毎年3月の1か月間、主要なJR駅の周辺等で必要と認められる箇所において工事の制限を行っています。

その他、各々の地域の事情などに合わせて、時期を定めて一定の期間工事の制限を実施する場合があります。

これらの工事制限に当たっては、占用工事に関しても御協力をいただいているところですので、工事計画の作成などに御配慮をお願いします。

(2) 掘削の制限措置

道路の地下に埋設する占用物件の設置には、道路の掘削が必要です。しかし、せっかく舗装した道路をすぐに掘り返されては舗装工事が無駄になってしまいますし、交通渋滞が繰り返し発生する大きな原因となります。そこで原則として、舗装工事を実施した場所については、高級舗装(※1)にあっては5年、簡易舗装(※2)にあっては3年が経過しない限り掘削を認めないこととしています。その場所における占用物件の埋設もやむを得ない場合を除き認められないこととなりますので、埋設占用物件の設置計画の作成の際には、前もって所轄の土木事務所で確認してください。

- ※1 高級舗装:通常、アスファルト舗装のものを指します。現在はほとんどの場合 道路の舗装は高級舗装で行っています。
- ※2 簡易舗装:高級舗装以外の簡易な舗装を指します。現在はあまり利用されない 舗装です。

6 光ファイバー等の敷設に関する取扱い

(1) 電線共同溝への入溝

①電線共同溝の整備

電線共同溝の整備は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき手続が行われます。電線共同溝を整備することとなった道路については、まず、電線共同溝整備道路の指定の手続を行います。このとき、事前に関係する電力会社や通信事業者等に意見を照会しますので、この時点で電線共同溝の整備について情報を得ることができます。電線共同溝の整備道路の指定があると、新たな上空占用が制限されることとなります。その後、電線共同溝の整備計画に基づき建設が進められ、占用予定者となっている事業者の物件(通信線等)を入溝させていくこととなります。

②電線共同溝に当初から入溝する場合

電線共同溝整備道路の指定が行われた後、入溝を希望する事業者は土木事務所に 占用許可申請を行ってください。入溝の申請手続に関する詳細は所轄の土木事務所 に問い合わせてください。なお、占用予定者となるためには建設負担金が必要とな ります。

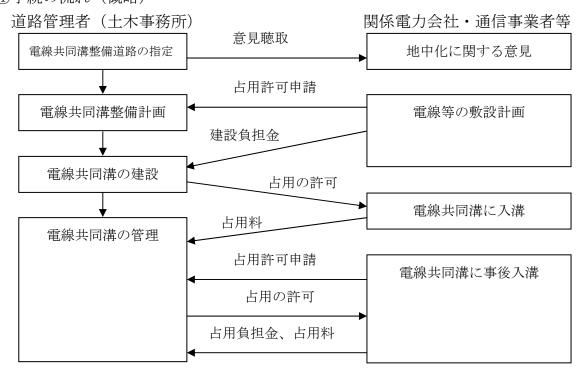
その後、電線共同溝の建設を行って入溝が可能となります。

③既存の電線共同溝に事後入溝する場合

空き管路がある場合には入溝が可能です。電線共同溝を管理する土木事務所に入 溝したい旨申し入れて、手続などについて説明を受けてください。なお、この場合 にも建設負担金に相当する占用負担金が必要となります。

また、既に入溝している占用者が有する管路やケーブルについて、許可の権利を 譲り受けて入溝することができる場合があります。この場合は所轄の土木事務所に 権利の譲渡承認申請書を提出することが必要になります。

④手続の流れ(概略)



(2) その他の特殊な敷設方法

①単独で通信線等を埋設する場合(単独地中化)

光ファイバーケーブル等を新たに単独で埋設する場合には、通常の埋設占用物件 として占用許可申請手続を行ってください。

②既存の自社柱に敷設されている自社所有のメタルケーブルを光ファイバーケーブ ルに架け替える場合

既に架設されている電線等(メタルケーブル等)を光ファイバーケーブルに架け替える場合には、占用変更許可申請手続(占用物件の変更)を行ってください。この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図と平面図です。

③既存の他社柱を利用して通信線を設置する場合(共架)

他社の電柱等に通信線を架設する場合は、事前に必ず電柱管理者(所有者)の承諾を得てください。その上で、通常の通信線架設の占用許可申請手続を行ってください。(電柱管理者の承諾があることを申請書に記載してください。)この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図と平面図、状況に応じて縦断図・横断図が必要な場合もあります。

④他社の芯線や空き管路を使用して二次占用する場合(共同収容)

他社の所有する芯線の貸与や譲渡を受ける場合や、他社の空き管路に通信線を敷設することができる場合があります。このような占用は二次占用といわれ、物件の本来の所有者であり自ら占用許可を得ている占用者を一次占用者、その一部の貸与や譲渡を受けて使用する占用者を二次占用者と呼びます。

この場合、一次占用者である芯線や管路の管理者(所有者)が二次占用者の占用物件についても管理し、道路管理者の監督処分などについて責任を負うことが担保されれば、二次占用者は道路占用許可申請が不要となります。一次占用者は、占用目的の変更許可申請手続を行ってください。この場合申請書の添付書類は簡素化されていて、必須書類は位置図、平面図及び一次占用者の管理責任を証明できる文書(通常は芯線や管路の譲渡や貸借の契約書等)です。

※④のケースには貸与や譲渡による場合のほか、IRU契約(破棄し得ない使用権契約)による場合も含みます。

7 工事の施工要領

(1) 工事実施の方法に関する法令

占用工事の実施方法に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

①道路法施行令 第13条(工事実施の方法)

第14条(工事の時期)

第15条(道路の復旧の方法)

第16条(技術的細目→道路法施行規則)

②道路法施行規則 第4条の4の4 (道路を掘削する場合の工事実施の方法)

第4条の4の5(掘削により露出することとなるガス管の防護)

第4条の4の6 (掘削土砂の埋戻しの方法)

第4条の4の7 (埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

(2) 占用の場所に関する法令

占用の場所に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

①道路法施行令 第10条(占用の場所)

第11条(電柱又は公衆電話所の占用の場所)

第11条の2 (電線の占用の場所)

第11条の3(水管又はガス管の占用の場所)

第11条の4 (下水道管の占用の場所)

第11条の5 (石油管の占用の場所)

第11条の6 (太陽光発電設備等の占用の場所)

第11条の7 (特定仮設店舗等の占用の場所)

第11条の8 (応急仮設住宅の占用の場所)

第11条の9 (自転車駐車器具の占用の場所)

第11条の10 (原動機付自転車等駐車器具の占用の場所)

②道路法施行規則 第4条の4(道路の交差する場所等における電柱の占用)

第4条の4の2 (地下電線の頂部と路面との距離)

第4条の4の3 (地下通路の占用の場所及び構造)

(3) 占用物件の構造に関する法令

占用物件の構造に関する法令を以下に示すので参考にしてください。

- ①道路法施行令 第12条(占用物件の構造)
- ②道路法施行規則 第4条の3の2 (電線等の名称等の明示)

第4条の4の3 (地下通路の占用の場所及び構造)

(4) 工事に関する本県の基準

上記法令による基準のほか、静岡県における工事実施方法の基準について「占用条件書」、「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準」等に示されています。「静岡県道路占用工事に伴う路面復旧基準」については所轄の土木事務所に問い合わせてください。また、占用の場所、占用物件の構造等に関する基準は占用物件ごとに規定されているので、所轄の土木事務所に個別に相談してください。

(5) 占用の条件

静岡県における一般的な占用条件書を次に示します。ただし、許可に当たっては、 この他にも個別に条件を付すことがあります。

条 件 書

- 1 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件等を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。
- 2 道路の占用のため工事に着手しようとする場合には、あらかじめ 土木事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出て必要な指示を受けて施行し、工事が完了した場合には、速やかに事務所長に届け出ること。
- 3 道路の占用の許可を明らかにするため道路管理者の発行する道路占用許可済証又は別 添附図の標識を占用物件又は工事現場の見やすい箇所に標示すること。
- 4 道路占用者は、道路の占用を廃止しようとする場合には、あらかじめ事務所長に届け出て原状回復について指示を受けること。
- 5 道路占用者は、占用工事の施行又は占用物件の管理に起因して事故が発生した場合に は、事務所長に届け出ること。
- 6 道路占用者等は、次に掲げる事項に該当する場合には、事務所長に届け出ること。
 - (1) 相続又は法人の合併により道路占用者の地位を承継したとき。
 - (2) 法人である道路占用者の代表者を変更したとき。
 - (3) 道路占用者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (4) 占用工事の施行を中止し、又は期間を短縮しようとするとき。
 - (5) 占用の廃止又は道路管理者の命令等により、道路を原状に回復したとき。
- 7 占用工事により道路を損傷した場合には、事務所長に届け出て、その指示を受け道路 占用者の負担において原形に復旧すること。
- 8 道路占用者が許可証に記載されている内容又は許可条件に違反し、若しくは相当の期間、占用料を滞納した場合は、本許可は取消されることがある。この場合において、許可を取消された者は、占用物件等を撤去し、道路を原状に回復すること。
- 9 道路管理上又は道路工事のため必要と認める場合には、本許可を取消すことがある。 この場合において、占用物件の撤去又は移設を道路占用者の負担において行うよう命ずる ことがある。
- 10 占用物件の異常により、道路の構造又は交通もしくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
- 11 道路の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、道路占用者の責任において損害を賠償し、又紛争を解決すること。
- 12 占用工事の完了の日から次に定める期間中に、道路占用者が復旧工事を施行した部分 又は推進工法により掘削した部分(影響部分を含む。)の道路に沈下、きれつ等の損傷を 生じた場合には、道路占用者に当該損傷の補修を命ずることがある。
 - (1) 高級舗装道路の場合

2年

(2) 簡易舗装道路の場合

1年

- (3) 防じん舗装道路の場合 6 箇月
- 13 道路占用者は、道路の占用の許可によって生じた権利義務を譲渡し、貸与し、若しく は担保に供し、又は占用物件を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。ただ し、道路の占用の許可によって生じた権利義務を譲渡しようとする場合において、譲渡 人及び譲受人が知事の許可を受けたときは、この限りでない。
- 14 道路の占用の期間の満了後、引き続き当該道路を占用しようとする場合には、道路の 占用の期間の満了する日の1箇月前までに道路占用更新許可申請書を事務所長に提出し、 許可を受けること。
- 15 許可証に記載された占用料は、許可の日において適用される静岡県道路占用料等徴収 条例に基づいて算出された額であり、同条例が改正された場合には、改正後の条例に基づ いて算定された額の占用料を納付すること。
- 16 「道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」(平成19年3月20日付け道管第243号・道保第151号静岡県土木部長通達)に準じて標示施設及び防護施設等を設置すること。
- 17 工事現場には、工事を監督する者を常時配置すること。
- 18 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂、工事用の機械器具、材料等を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
- 19 掘削土砂等で消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。
- 20 工事箇所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- 21 道路の縦断方向の掘削延長は、50メートル以内で当日中に埋め戻しができる限度に とどめること。
- 22 道路の横断方向の掘削延長は、道路の幅員の2分の1以内とすること。
- 23 工事施行に伴い占用物件を移設する場合には、道路占用者の立会いを求めること。
- 24 工事を執行しようとする場合には、道路附属物及び既設の占用物件の有無、位置、構造等を確認し、事故防止のための措置を講ずること。
- 25 路面の掘削工事を施行する場合には、深さ、土質等に応じて適当な土留工を施し、周 囲の路盤をゆるめないようにすること。
- 26 工事中のわき水又はたまり水は、道路の構造に支障を及ぼさないよう路面外に排出すること。
- 27 掘削土砂は、原則として使用せず、全土量を良質土で入れ替えて埋め戻すこと。
- 28 掘削した道路は、事務所長の指示する工法で復旧すること。
- 29 工事が完了したときは、速やかに工事用機械器具、発生材等を道路から搬出し、路面及び排水施設を清掃すること。
- 30 工事は「静岡県道路占用工事に伴う復旧基準」によること。
- 31 工事に伴い道路台帳の現況に変更が生じる場合は、申請者の負担において関係図面及び調書を修正すること。
- 32 道路法施行令第9条第1号に規定されている占用期間が10年以内の占用物件については、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止するため、占用許可後、5年ごとに道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、事務所長宛て書面等により報告すること。

8 各土木事務所が管理する道路と占用の窓口

※ 各土木事務所の担当窓口名及び電話番号について

管理課又は用地、維持管理課(上段): 申請手続などの問合せ先

工事課(下段)、支所、分庁舎: 工事方法など技術的事項の問合せ先

※ 管理する道路は、管内市町にある指定区間外国道及び県道

事務所名	担当窓口名	住 所 等	電話番号	管内市町		
下田土木事務所	維持管理課	〒 415−0016	(0558) 24-2108	下田市、南伊豆町		
下田工小事務別	工事第1課 工事第2課	下田市中 531-1	(0558) 24-2114 (0558) 24-2116	河津町、東伊豆町		
下田土木事務所 松崎支所	_	〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 629-6	(0558) 42-0003	松崎町、西伊豆町		
熱海土木事務所	用地管理課	∓ 413−0016	(0557) 82-9166	熱海市		
· 然付專工/下爭4分/月	工事課	熱海市水口町 13-15	(0557) 82-9181	Milan		
熱海土木事務所 伊東支所	_	〒414-0002 伊東市湯川 546-7	(0557) 37-2947	伊東市		
沼津土木事務所	管理課	∓ 410−0055	(055) 920–2210	沼津市、裾野市 清水町、長泉町		
伯伊工小事务別	工事第1課 工事第2課	沼津市高島本町 1-3	(055) 920–2215 (055) 920–2217	三島市、函南町 伊豆の国市		
沼津土木事務所 御殿場支所	_	〒412-0039 御殿場市竈 1113	(0550) 84-6100	御殿場市、小山町		
沼津土木事務所 修善寺支所	_	〒410-2405 伊豆市加殿 36-1	(0558) 72–2058	伊豆市		
富士土木事務所	維持管理課	∓ 416−0906	(0545) 65-2234	富士市		
田工工作事物別	工事課	富士市本市場 441-1	(0545) 65-2161			
富士土木事務所 富士宮分庁舎	_	〒418-0034 富士宮市黒田 350-14	(0544) 27-1111	富士宮市		

事 務 所 名	担当窓口名	住 所 等	電話番号	管理する道路	
島田土木事務所	維持管理課 工事第1課 工事第2課 工事第3課	〒427-0019 島田市道悦 5 丁目 7-1	(0547) 37–5274 (0547) 37–5275 (0547) 37–1086 (0547) 37–1087	島田市 藤枝市、焼津市 牧之原市、吉田町	
島田土木事務所 川根支所	_	〒428-0104 榛原郡川根町家山 1313-4	(0547) 53-3133	川根本町	
袋井土木事務所	維持管理課	∓ 437−0042	(0538) 42-3215	袋井市、森町	
	工事課	袋井市山名町 2-1	(0538) 42–3218 3219	磐田市 掛川市、菊川市	
袋井土木事務所 掛川支所	_	〒436-0073 掛川市金城 60	(0537) 22-6275	御前崎市	
浜松土木事務所	維持管理課	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目	(053) 458-7261	Marrie	
	工事課	12-1	(053) 458- 7270, 7272, 7273	湖西市	

<県庁(本庁)連絡先>

静岡県交通基盤部 道路局	. —	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	(054) 221–3488
-----------------	-----	--------------------------	----------------

<御案内>

各土木事務所の管理道路の区間のうち、有料道路の区間については取扱い窓口等が異なりますので、御注意ください。

なお、当該区間に係るお問合せは静岡県道路公社(本社 電話 054-254-3407、東部管理 センター 電話 0558-76-5718、西部管理センター 電話 053-459-6811)までお願いします。

一般国道 136号 有料道路「伊豆中央道」、「修善寺道路」

150号 有料道路「新掛塚橋」

県 道 村櫛三方原線 有料道路「浜名湖新橋」

また、静岡市及び浜松市は政令指定都市であり、指定区間外国道及び県道の管理を移管しているため、お問合せは以下までお願いします。

浜松市土木部道路保全課 電話 053-457-2425 静岡市建設局土木部土木管理課 電話 054-221-1127

付 録

付録 1 道路占用料一覧表

(単位:円)

			占	用	料
	占 用 物 件	物 件 例	単位	金	額
			7 12	市の区域	町の区域
	第1種電柱		1 本につき	840	840
	第2種電柱	電気事業者の設ける電柱	1年	1, 300	1, 300
	第3種電柱			1,700	1, 700
	第1種電話柱	認定電気通信事業者の電 話柱		750	750
	第2種電話柱	有線放送電話柱	1 本につき 1 年	1, 200	1, 200
	第3種電話柱	電気事業者の設ける独立 電話柱	,	1, 700	1,600
	その他の柱類	街灯(アーチ型を除く。) 有線放送柱 国旗掲揚ポール 火災報知機 テレビ柱、信号機柱 柱状型機器支持柱、支線 柱	1 本につき 1年	75	75
法第三十二条	共架電線その他上空に設 ける線類	電線、電話線 通信線 有線テレビ線 有線音楽放送線	長さ1mに つき1年	8	7
法第三十二条第一項第一号に掲げ	地下電線その他地下に設ける線類	電線 電話線 通信線 有線テレビ線 有線音楽放送線	長さ1mに つき1年	5	4
掲げる工作物	路上に設ける変圧器	変圧器(トランス) 開閉器、低圧分岐装置 高圧キャビネット 柱状型機器	1個につき 1年	740	730
420	地下に設ける変圧器	変圧器(トランス) 開閉器 低圧分岐装置 高圧キャビネット	占用面積 1 ㎡につき 1 年	450	450
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	変圧塔 ガス制圧塔 トランスホール 公衆電話所 PHS無線基地局 小型無線基地局	1個につき 1年	1, 500	1, 500
	郵便差出箱及び信書便差 出箱	郵便ポスト 一般郵便差出箱 信書便差出箱	1個につき 1年	630	630
	広告塔	交通安全塔 広告塔	表示面積 1 ㎡につき 1 年	2, 100	1,600

その他のもの	巡査派出所 公衆便所 交通測定器 水防川屋、消防小屋 消防川屋、消防小屋 消防用貯水池、貯水槽 車両積載重量検査駅 立衆用くずラー、 時刻掲示板 町内室、フラリーポート 慰霊用教ので、 が、 が、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	占用面積 1 ㎡につき 1 年	1, 500	1,500
	既存の家屋、軒、塀、庭 送電鉄塔、大型無線基地 局			
外径が 0.07 メートル未 満のもの			32	31
外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	- 水道管		45	45
外径が 0.1 メートル以上 9. 15 メートル未満のもの	工業用水道管 下水道管 ガス管 電話・電気地下管路(単 独埋設ケーブル) 温泉パイプ 果実用防除管 かんがい排水施設 火災報知機用地下ケーブ		68	67
学 第 外径が 0.15 メートル以上 号 三 0.2 メートル未満のもの			90	90
第 法		長さ1mに つき1年	140	130
る第 外径が 0.3 メートル以上物一 0.4 メートル未満のもの件 項 (4.3 x 0.4 オートルドル			180	180
件 頃 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			320	310
外径が 0.7 メートル以上 1 .0 メートル未満のもの			450	450
外径が 1 メートル以上の もの			900	900
法第32条第1項第3号及び 第4号に掲げる施設	鉄道施設 本線、支線及び車庫へ の引込線 地下鉄の路上施設 軌道施設 専用引込線 索道 日よけ 雨よけ がんぎ	占用面積 1 ㎡につき 1 年	1, 500	1, 500
法 事 五等 のもの	地下街	▶田云≉ →	Aに 0.004 を乗	じて得た額
号三 地下街及び 階数 が 2 に十 地下室 のもの	地下室地下道内の商店地下式貯水槽	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.006 を乗	じて得た額
間 一 階 数 が 3 以上のもの	消防用防火井戸	上田云往1	Aに 0.008 を乗	じて得た額
脱一 設項 上空に設ける通路	横断步道橋 非常用階段	占用面積 1 ㎡につき 1 年	1,000	820

	地下に設ける	5通路	地下通路	占用面積 1 ㎡につき 1 年	620	490
	その他のもの		地下駐車場 工事用搬入路 階段 桟橋 ベルトコンベア 浄化槽	占用面積 1 ㎡につき 1 年	1, 500	1, 500
第法第	1 ア	その他の催し	露店	占用面積 1 ㎡につき 1 日	21	16
第六号に掲げる施設法第三十二条第一項	その他のもの	7)	商品置場 自動販売機 コインロッカー 靴ミガキ 売店(新聞・宝くじ) 材料置場	占用面積 1 ㎡につき 1 月	210	160
	看板(アー チである。) のを除く。)	一時的に 設 け る もの	看板 電柱突出し看板 電柱巻付け看板 添加広告 ネオン 装飾灯類 ショーウィンドウ サインポール	表示面積 1 ㎡につき 1 月	210	160
令第七条第一号		その他のもの	公職選挙法関係のもの (選挙ポスター等) たばこ、塩、電話、郵便 切手販売所を示す規格化 された看板 交通安全のためのもの (交通安全看板等)	表示面積 1 ㎡につき 1 年	2, 100	1,600
令第七条第一号に掲げる物件	標識		道路標識 消火栓標識 消学路利標識 消防離標識 基準点 水準点 水でスク標識 案内標識 乗を示すマーク パーキングメーター	1 本につき 1年	1, 200	1, 200
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し一 時的に設け るもの	旗ざお のぼり	1 本につき 1 日	21	16

		その他のもの		1本につき 1月	210	160
	幕(令第7条 4 げ 7 条 1 が 月 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7 ま 7	祭礼、縁日 その他の催 しに際し一 時的に設け るもの	幕	その面積 1 ㎡につき 1 日	21	16
	ものを除く。)	その他のもの) I	その面積 1 ㎡につき 1 月	210	160
	車道を横断するもの		アーチ	1基につき1	2, 100	1,600
	アーチ	その他の もの) —)	月	1,000	820
令第	7条第2号に	こ掲げる工作	太陽光発電設備、 風力発電設備	占用面積 1 ㎡につき 1 年	1, 500	1,500
令第	7条第3号に	掲げる施設	津波避難施設	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.025 を乗	じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げ る工事用材料			工事用板囲い、足場、詰 所、土石、竹木、瓦その 他工事用材料	占用面積 1 ㎡につき 1 月	210	160
建築	令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げ る施設		仮設店舗 仮設建築物 一時収容施設	占用面積 1 ㎡につき 1 月	150	150
施設一条第	道路の路面	上又は高架の 下に設けるも	自動車専用道路の特定連 結路附属地		Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018を 乗じて得た 額
第八号に	上空に設けるもの		特例道路占用区域 食事施設	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.018 を乗じて得た額	
掲げる	その他のもの		購買施設		Aに 0.025 を乗じて得た額	
令第七条第十	建築物		トンネル上、高架下に設 ける施設 事務所、店舗、 倉庫、住宅	占用面積 1 ㎡につき 1	Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018を 乗じて得た 額
条第九号に掲げ	その他のもの	か	トンネル上、高架下に設ける施設 自動車駐車場 広場、公園、運動場	年	Aに0.01を乗 じて得た額	Aに0.013を 乗じて得た 額
設及び自動車	建築物		自動車専用道路、特定都 市道路の上に設ける施設 事務所、店舗、 倉庫、住宅	占用面積 1	Aに 0. 018 を乗	じて得た額
電駐車場でおりる施			自動車専用道路、特定都 市道路の上に設ける施設 自動車駐車場 広場、公園、運動場	㎡につき 1 年	Aに 0.01 を乗 じて得た額	Aに0.013を 乗じて得た 額

急仮設建築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の			Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018を 乗じて得た 額	
	上空に設けるもの	応急仮設住宅	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.018 を乗じて得た額		
号に掲げる応	その他のもの			Aに 0.025 を乗じて得た額		
令第 具	7条第12号に掲げる器	自転車等駐車器具	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.025 を乗	じて得た額	
号に掲げる施設令第七条第十	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	休憩所 給油所 自動車修理所	占用面積 1 ㎡につき 1 年	Aに 0.014 を 乗じて得た額	Aに0.018を 乗じて得た 額	
設十三	上空に設けるもの その他のもの			Aに 0.018 を乗じて得た額 Aに 0.025 を乗じて得た額		

この表は平成31年4月現在のものです。(金額等が変更となる場合があります。)

- ※1 法=道路法、令=道路法施行令を指します。
- ※2 Aは近傍類似の土地の時価を表します。

備考

道路占用料の算出は、静岡県道路占用料等徴収条例に基づき算出しています。

1 か月未満の道路占用許可の場合は、この表の占用料の欄に定める金額に 1.08 (平成 31 年 10 月 1 日 からは 1.10) を乗じて得た額 (占用料の額が 100 円未満の場合は、100 円) となります。

なお、詳しい算出方法は、各土木事務所までお問い合せください。

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとします。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとします。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をい うものとします。
- 4 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとします。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数 があるときには、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとします。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとします。
- ※占用料については、原則として還付しません。

占用料を納めない場合は、督促状により納付を求めますので、御注意ください。

付録2 道路占用料減免一覧表等

〇静岡県道路占用料等徴収条例第4条に基づく道路占用料減免一覧表

該当号	占用物件の種類	徴収の範囲	
1号	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの		
2号	地方財政法第6条に規定する公営企業(水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業)に係るもの		
	ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災 害復旧工事を行う鉄道施設	免除	
3号	イ 鉄道事業法第2条第1項に規定する (ア)道路が鉄道等の敷地を 鉄道事業で一般の需要に応ずるものの 用に供する施設(本線、支線及び車庫 あるとき	免除	
	等への引込線)及び同条第 5 項に規定 する索道事業で一般の需要に応ずるも のの用に供する施設 (イ)道路が鉄道等の敷地を 使用する場合に有償で あるとき	減免なし	
4号	電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者(同項第8号に 規定する特定規模電気事業者を除く。)又は電気通信事業法第120条第 1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」とい う。)が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電 気通信事業者が設けるものにあっては同項の規定に基づく認定電気通 信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)		
5号	水道法の規定に基づく民営の水道事業(専用 ア 本 管 及 び 支 管 水道事業を除く。)に係る水管 イ 各 戸 引 込 管	50%減額	
6号	ガス事業法第 2 条第 <u>12</u> 項に規定するガス事業 者の設けるガス管(同条第 <u>8</u> 項に規定する特 ア 本 管 及 び 支 管		
	を除く。)	免 除	
7号	住家等に出入りするために設ける通路	免除	
8号	ア 街灯 (アーチ型のものを除く。)、カーブミラー イ くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及	免除	
0 7	免除		
9号	公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件	免 除	
10号	道路運送法第3条第2項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送 事業に係るバス停留所の標識及びバス待合所(バス停に付随するベン チ及び上屋を含む。)		
11号	ア 駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決 駐 車 場 定された路外駐車場	75%減額	
	イ その他の駐車場	50%減額	

12号	電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるものに限る。)、ガス、水道 及び下水道の各戸引込地下埋設管			免	除
	ア 農道、林道その他の公共通路(公衆が常時道路の一環として通行している通路)			免	除
	イ 電気事業法 第2条第1項第 (ア)道路管理者及び公安委員会の設ける道路照明灯、 信号機又は標識を無償で添加している電柱			免	除
	17 号に規定す	(イ)支柱及び支線		免	除
	る電気事業者が設けるもの	(ウ)共架電力線(電気通信事業者又は電気事業者が設ける電話柱又は電柱に共架する電力線)		電柱の金額 30%減	
	ウ 電気通信事 業者が設ける	(ア)道路管理者及び公安委員会の設 信号機又は標識を無償で添加し		免	除
		(イ)支柱及び支線		免	除
	もの	(ウ)共架電話線(電気事業者又は電気通信事業者が設ける電柱又は電話柱に共架する電話線)		電話柱の金 の 30%減	-
	エ 公共的団体が	設ける有線放送電話柱		免	除
	オ 公共的団体が設ける架空の電線			免	除
	カ 公共的団体が設ける水管			免	除
	キ テレビ受信障害地域におけるアンテナ線			免	除
	ク 山間部における民家の飲料用の水管			免	除
	ケ かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設			免	除
	コ 公共性を有するアーケード、日よけ、雨よけ及びがんぎ			免	除
	サ 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場			免	除
	シ 電柱、電話柱、軌道柱、消火栓標識、バス停標識 (ア)市の区域 又は軌道停標識等に添加された広告物 (イ)町の区域		25%減20%減	_	
13号	ス 電柱巻付看板			40%減	額
	セ 街灯又はアーケードに添加された広告物			50%減	額
	ソ 昭和63年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去 し道路の地下に埋設するために、無電柱化推進に係る計画に基づき新た に占用許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類(「地下電線その 他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれ らと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。)			6 分の 5 減	額
	タ 昭和63年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに占用許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件			6 分の 5 減	額
	チ 平成 16 年 4 月 1 日以降、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに設置された、又は設置される柱状型機器なお、柱状型機器とは、通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観の整備に配慮した形状の機器(変圧器、電源供給器、幹線増幅器等)をいう。			9 分の 8 減	額
	ツ 平成 16 年 4 月 1 日以降、無電柱化推進に係る計画に基づき新たに設置された、又は設置される柱状型機器の支持柱		免	除	

_					
	テーPHS無線基地局	5 () %	,減	額
	ト 国立大学法人(地方独立行政法人法第68条に規定する公立大学法人を含む。)又は大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構において、不特定多数の者が利用する学校を対象とする占用物件で、著名地点として案内する標識など公益性が高く、交通安全に寄与するもの	免			除
	ナ 独立行政法人国立病院機構(地方独立行政法人を含む。)において、 不特定多数の者が利用する病院等を対象とする占用物件で、著名地点と して案内する標識など公益性が高く、交通安全に寄与するもの	免			除
	ニ 日本年金機構が政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)の運営のために設ける施設や物件	免			除

この表は平成31年4月現在のものです。(内容が変更となる場合があります。)

- (注) 1 国及び地方公共団体の行う事業に係る占用料は、道路法第39条第1項により徴収することができないものとされているから、国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件に係る占用料は、すべて徴収しない。
 - 2 「公共的団体」とは、公共団体より広い意味で公共的活動をする団体(法人に限らない。)をすべて含む。
 - 例 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会等の文化団体、社会福祉法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公立大学法人等
 - 3 「かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設」には、農業生産物運搬用ケーブル及びその附属施設が含まれる。
 - 4 「各戸引込管」とは、道路を縦断している本管及び支管から分岐して道路に横断的に民地側に 引き込む管をいう。
 - 5 「公共的団体が設ける有線放送電話柱」には、公共的団体が設ける有線放送柱が含まれる。

付録3 警察署の道路使用許可の窓口一覧表

所轄土木 事務所	警察署名	担当窓口	電 話 番 号
下 田	下田警察署	交通課規制係	(0558) 27-0110
劫流	熱海警察署	交通課規制係	(0557)85-0110
熱海	伊東警察署	交通課規制係	(0557) 38-0110
	大仁警察署	交通課規制係	(0558) 76-0110
	三島警察署	交通課規制係	(055) 981-0110
沼津	沼津警察署	交通第一課規制係	(055) 952-0110
	御殿場警察署	交通課規制係	(0550) 84-0110
	裾野警察署	交通課規制係	(055) 995-0110
富士	富士警察署	交通課規制係	(0545)51-0110
田 上	富士宮警察署	交通課規制係	(0544) 23-0110
	静岡中央警察署	交通第一課規制係	(054) 250 - 0110
_	静岡南警察署	交通課規制係	(054) 288 - 0110
	清水警察署	交通課規制係	(054) 366-0110
	島田警察署	交通課規制係	(0547) 37-0110
島田	藤枝警察署	交通課規制係	(054) 641-0110
т н	焼津警察署	交通課規制係	(054) 624-0110
	牧之原警察署	交通課規制係	(0548) 22-0110
島田・袋井	菊川警察署	交通課規制係	(0537)36-0110
	掛川警察署	交通課規制係	(0537)22-0110
袋井	磐田警察署	交通課規制係	(0538)37-0110
	袋井警察署	交通課規制係	(0538)41-0110
浜 松	湖西警察署	交通課規制係	(053) 593 - 0110
	浜松中央警察署	交通第一課規制係	(053) 475-0110
	浜松東警察署	交通第一課規制係	(053) 460-0110
_	浜松西警察署	交通課規制係	(053) 484-0110
	細江警察署	交通課規制係	(053) 522-0110
	浜北警察署	交通課規制係	(053) 585 - 0110
	天竜警察署	交通課規制係	(053) 926-0110

この表は平成31年4月現在のものです。

く作成・改訂履歴>

平成 1 4年 8 月 8 日作成 平成 1 5年 5 月 1 6 日改訂 平成 1 6年 9 月 3 日改訂 平成 1 8年 2 月 2 3 日改訂 平成 2 1年 3 月 2 6 日改訂 平成 2 3年 4 月 1 日改訂 平成 3 1年 4 月 1 日改訂



Shizuoka Prefecture

お問合せ、御意見等ありましたら下記にお寄せください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 - 6 TEL 054-221-3488

静岡県交通基盤部道路局道路保全課

FAX 054-221-3337